

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年1月28日

愛媛県立愛媛中央産業技術専門校 校長 徳永 泰伸

1 入札に付する事項

(1) 件名

自動販売機設置に係る県有財産の貸付け

(2) 貸付物件及び貸付期間

ア 貸付物件

物件番号	区分	施設の名称 (所在地)	設置場所	貸付面積	設置 台数
1	土地	愛媛県立愛媛中央産業技術専門校 (今治市桜井団地4丁目1-1)	第二教棟 南側	3.0 m ²	2台

イ 貸付期間

物件番号	貸付期間
1	令和8年4月1日から令和11年3月31日

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のアからカのいずれにも該当する者であること。

ア 知事の審査を受け、令和5・6・7年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けている者であること。

エ 入札参加申込書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

オ 法人にあっては、愛媛県内に本店、支店又は営業所を有する者、個人にあっては、愛媛県内に居住し、業を営んでいる者であること。

カ 過去5年以内に、愛媛県内での自動販売機設置の実績を有している者であること。

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

令和8年1月28日（水）から2月24日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県立愛媛中央産業技術専門校 事務室

〒799-1534

今治市桜井団地四丁目1-1

電話 (0898) 48-0525

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、令和8年2月24日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

オ 結果の通知

入札参加申込書の提出者には、令和8年3月4日（水）午後5時15分までに、確認結果を通知します。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札説明書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札説明書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明

令和8年1月28日（水）から2月10日（火）まで、貸し付けする物件の所在地において、随時、現地説明を行うので、希望者は(2)イへ直接申し込むこと。

3 入札及び開札

(1) 入札書の提出場所

愛媛県立愛媛中央産業技術専門校 事務室

〒799-1534

今治市桜井団地四丁目1-1

電話 (0898) 48-0525

(2) 入札書の受領期限

物件番号	日時
1	令和8年3月5日（木）午前10時

(3) 開札の日時

上記（2）と同じ

(4) 開札の場所

今治市桜井団地四丁目1-1

愛媛県立愛媛中央産業技術専門校 会議室

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵送等により提出（必着）すること。電送による提出は、認めない。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札の無効

2 (1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) その他

詳細は、入札説明書による。